

健全性の維持・向上

金融再生法に基づく資産の区分

金融再生法では、金融機関は、自己査定の結果によって資産の区分を行い、これを公表することと定めております。金融再生法に基づく資産の区分では貸出金の他、外国為替、支払承諾見返、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、自らの保証を付した私募債等を対象としております。

これらの債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、また、担保・保証等で多くの債権がカバーされているため、すべてが損失となるわけではありません。

金融再生法開示債権の状況 (当行では、部分直接償却は実施していません。)

(単位：百万円、%)

項目	2021年9月末	2022年9月末
	単体	単体
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,765	3,433
危険債権	11,426	10,616
要管理債権	125	1,923
小計	15,317	15,974
正常債権	639,079	648,837
合計	654,397	664,812
金融再生法開示債権比率	2.34	2.40

金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円、%)

項目	2021年9月末	2022年9月末
	単体	単体
債権額 (A)	15,317	15,974
保全額 (B)	12,517	13,084
担保保証等	7,656	8,406
貸倒引当金	4,860	4,677
保全率 (B / A)	81.71	81.90

(注) 貸倒引当金は、「個別貸倒引当金」および「一般貸倒引当金」であります。

〈ご参考〉2022年9月末に部分直接償却を実施した場合の金融再生法開示債権

(単体)

(単位：百万円)

	2022年9月末部分直接償却前		
	部分直接償却額	部分直接償却後	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,433	1,673	1,760
危険債権	10,616	-	10,616
要管理債権	1,923	-	1,923
小計	15,974	1,673	14,301
正常債権	648,837	-	648,837
合計	664,812	1,673	663,139

(単位：%)

比率	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.51	/	0.26
	危険債権	1.59		1.60
	要管理債権	0.28		0.29
	小計	2.40		2.15

(注) 部分直接償却とは、自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額 (IV分類金額) を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。当行は部分直接償却を実施していないため、IV分類金額と同額の貸倒引当金を計上しております。



リスク管理債権

リスク管理債権とは「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」および「正常債権」の総称です。

■リスク管理債権の状況（当行では、部分直接償却は実施しておりません。）

(単位：百万円、%)

項 目	2021年9月末		2022年9月末	
	単 体	連 結	単 体	連 結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,765	3,825	3,433	3,482
危 険 債 権	11,426	11,545	10,616	10,735
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	125	125	1,923	1,923
小 計	15,317	15,496	15,974	16,141
上記債権に係る個別貸倒引当金残高	4,860	4,943	4,677	4,754
正 常 債 権	639,079	632,046	648,837	640,554
合 計	654,397	647,542	664,812	656,696
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	2.34	2.39	2.40	2.45

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、「破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」とされており、具体的には破綻先及び実質破綻先に対する債権であります。
2. 「危険債権」とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権」とされており、具体的には破綻懸念先に対する債権であります。
3. 「三月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金」で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金であります。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金であります。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4までに掲げる債権以外に区分される債権であります。

〈ご参考〉2022年9月末に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権

[単 体]

(単位：百万円)

	2022年9月末部分直接償却前	部分直接償却額	部分直接償却後
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,433	1,673	1,760
危 険 債 権	10,616	—	10,616
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1,923	—	1,923
合 計	15,974	1,673	14,301
正 常 債 権	648,837	—	648,837
合 計	664,812	1,673	663,139

(単位：%)

比 率	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.51	/	0.26
	危 険 債 権	1.59		1.60
	三 月 以 上 延 滞 債 権	—		—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	0.28		0.29
	合 計	2.40		2.15

■リスク管理債権と金融再生法に基づく資産の区分との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分			金融再生法に基づく資産の区分		リスク管理債権		
			貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	
破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,433 (1,760)		破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,433 (1,760)
			危険債権	10,616 (10,616)		危険債権	10,616 (10,616)
	要管理先		要管理債権	1,923 (1,923)		三月以上延滞債権	-
	要管理先以外					貸出条件緩和債権	1,923 (1,923)
正常先			正常債権	648,837 (648,837)		正常債権	648,837 (648,837)
			開示額合計	15,974 (14,301)		開示額合計	15,974 (14,301)

(注) ()内の数字は、部分直接償却を実施した場合の債権額

自己査定における債務者区分

- 破綻先** 法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先
- 実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実はないが、深刻な経営難の状態や再建の見通しが不明など実質的に経営が破綻している先
- 破綻懸念先** 経営破綻に至っていないものの、経営難の状態や、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きい先
- 要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある先や業況が低調ないしは不安定な先
- 正常先** 業況が良好であり、財務内容にも特段問題がない先

金融再生法に基づく資産の区分

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
自己査定における破綻先、実質破綻先に対する債権
- 危険債権**
自己査定における破綻懸念先に対する債権
- 要管理債権**
自己査定における要注意先に対する債権のうちリスク管理債権における三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に該当する債権とされているが、当行は三月以上延滞債権先を破綻懸念先に区分しているため、貸出条件緩和債権のみ
- 正常債権**
自己査定における正常先および要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権

■償却・引当の方針

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく資産の区分	償却・引当方針
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	担保・保証等で保全されていない債権額に対して100%
実質破綻先	危険債権	担保・保証等で保全されていない債権額に対して貸倒実績率に基づく3年間の予想損失額 一部の債権については、キャッシュフローによる回収見込額を勘案した金額
破綻懸念先	要管理債権	貸倒実績率に基づく3年間の予想損失額
要注意先	要管理先	
	要管理先以外	貸倒実績率に基づく1年間の予想損失額
正常先	正常債権	貸倒実績率に基づく1年間の予想損失額